

第 1102 回教育委員会 会議録

令和 3 年 9 月 9 日

14:00～15:00

①開 会

<菅間教育長>

ただ今から、第 1102 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、山川委員と小関委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「令和 3 年度全国学力・学習状況調査の結果について」、義務教育課長より報告願います。

<義務教育課長>

それでは、「令和 3 年度全国学力・学習状況調査の結果について」、御報告申し上げます。

報告 1 - 1 ページをお開きください。まず、「1 実施の概要」の「(1) 調査の目的」について、3 点ございます。一つ目はここにありますように「義務教育の機会均等とその水準の維持向上」、二つ目が「教育に関する継続的な検証改善サイクルの確立」、三つ目は「児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に活用」することになっております。

「(2) 調査の対象及び内容」につきましては、今年度は新型コロナウイルスの影響によりまして、例年だと 4 月の中旬頃に行っておりますが、例年より 1 か月程度遅い 5 月 27 日に実施しております。

「(3) 実施の状況」についてですけれども、①に全国、②に本県の状況を記載しました。なお、小学校・中学校ともに、コロナ禍による臨時休業や学校行事等により実施できなかった学校が数校ございます。

「2 学力調査の結果」については、初めに小学校について申し上げます。「(1) 小学校 6 年生」の国語の平均正答率は、本県が 65% であるのに対しまして、全国は 64.7% です。同じく算数の平均正答率は、本県が 68% 台に対し、全国は 70.2% でした。

中学校 3 年生の国語の平均正答率は、本県は 66%、全国は 64.6% です。数学の平均正答率は、本県は 56% であるのに対し、全国は 57.2% でした。なお、各都道府県の平均正答率は、今申し上げましたように、平成 29 年度から整数値で示されております。

それでは、報告 1 - 2 ページを御覧ください。

資料1 としまして、小学校6年生の全国平均正答率との差について、経年比較を行いました。先ほど申し上げましたように、平成29年度からは、各都道府県の平均正答率が整数値で示されました。このことによって、平成29年度から全国平均正答率と本県の平均正答率との差は幅がある表示となっております。少し分かりにくいですが、例えば、本県の令和3年度の小学校国語は65となっているわけですが、小数点以下を四捨五入しますので、64.5から65.4の間に入っていることとなります。そうしますと、全国平均が64.7なので、64.5から全国平均の64.7を引いて-0.2、それから65.4から64.7を引くと+0.7と幅のある状態となります。

また、平成30年度までは国語・算数ともに、主として知識に関する「A問題」と主として活用に関する「B問題」に分かれておりましたが、平成31年度からは、これらが一本化されております。このため、平成31年度からグラフの線がそれぞれ国語は赤色、算数は紫色というように一本となっております。

報告1-2の資料1からは、小学校では国語の平均正答率が全国平均を超えてはいるものの、経年比較では右下がりの傾向が分かります。同様のことは、算数についても言えます。特に、小学校の算数については課題があると捉えております。

報告1-3を御覧ください。資料1の続きとしまして、中学校の全国平均正答率との差について、経年比較を行いました。このページについて、平成29年度からの整数値による公表と、31年度からのA B問題一本化については小学校と同じです。

報告1-3の中学校では、国語が全国平均を上回ったほか、数学につきましても、全国平均を下回っておりますが、前回に比べ回復傾向がございます。中学校につきましても、国語、数学ともに右上がりの傾向にあると言えます。

続きまして、報告1-4を御覧ください。これが資料2になります。

まず、「1 学力調査の結果」について、上の方に示したのが平均正答率で、グラフは正答数分布のグラフになります。折れ線グラフが全国の状況を、棒グラフが本県の状況を示しております。

例えば、左上の方の小学校国語ですと、全部で14問あります。グラフの一番右にある棒グラフが全問正解の生徒になります。その部分の折れ線グラフは全国を表していることとなります。

これを見ますと、本県のグラフはほぼ全国と同様の分布になっておりますが、課題である左下の小学校算数では、全国に右側の方の棒グラフが届いていない。つまり、本県は正答数の多い児童、全問正解の児童が全国と比べて少ないことが見えております。

報告1-5から報告1-7までは、学習状況調査の結果を掲載いたしました。

グラフの見方としましては、グラフの中にある数値が今年度の「平均正答率」、網掛け部分が「当てはまる」、白抜き部分が「どちらかと言えば当てはまる」と、肯定的な回答をした児童生徒の割合と見ていただ

ければと思います。それぞれの棒グラフの下にあるのが、参考値として前回の平成31年度の数字になります。特に5ページでは、「(1) 教科に関すること」として、国語や算数の勉強が「好き」や「よくわかる」という児童生徒の割合を掲載しております。これを見ると、全国平均より正答率の高い国語については、小学校、中学校ともに国語が「好き」や「わかる」と回答した割合が高いことが読み取れると思います。

また、これまで算数や数学につきましては、この「好き」や「わかる」と回答する生徒の割合が伸びない傾向にございました。今回は、前回に比べまして、小・中学校ともに伸びが見られていることに加えまして、中学校の数学では、全国平均を超えていることが見て取れます。

このことは、ここ数年では初めてのことでございまして、先ほど資料1の中学校の数学で、改善の傾向が見られてきていると申し上げましたけれども、このことも要因の一つになっているのではないかと捉えております。

次に、「(2) 事業や学習等に関すること」についてでございますが、昨年度はコロナ禍への対応として、学校の授業等も制限されるなど、各学校では新型コロナの対応に追われるような状況にございました。しかし、そのような状況でも、「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」との回答や、「話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と捉えている児童生徒が、本県では全国に比べて多い傾向にございます。

このことは、本県の各小・中学校で、コロナ禍であっても児童生徒の学びを止めない工夫を継続した成果であることや、本県で推進してきた探究型学習等の成果であると捉えております。

報告1-6を御覧ください。各小・中学校で実施している授業について、左上の2番目のグラフですけれども、「学校で、意見交換をしたり調べたりするために週1回以上ICT機器を使用している」と回答した児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均よりも低い傾向にございました。同様の傾向は学校質問紙という学校の代表者が回答する調査でも出ています。

報告1-8を御覧いただければと思いますが、この8ページの右下にある最後のグラフは、学校の代表者に「ICTを活用して、週1回以上授業を行う」と回答した割合を示してあります。

一人一台端末は、昨年度、品不足ということもあり、なかなか納品されずに、年度末になってようやく整備された市町村もございました。今年度は、ほぼ全ての学校に整備されましたので、今後活用を推進してまいりたいと考えております。今日の午前中も、ある小学校のICTの活用状況を見てきたのですが、全学年でどの教科でもICTを活用した授業がなされてきていますので、来年度は同じような状況にはならないのではないかと考えております。

報告1-7を御覧ください。「(5) 児童・生徒自身に関わること」として、本県の児童生徒は「自分にはよいところがある」、「将来の夢や目標がある」、「人の役に立ちたい」などにおきまして、全国平均よ

りも高い傾向を示しております。他県に比べて、本県の児童生徒には自尊感情や自己有用感が育まれているとの様子が伺われます。以上、学習状況調査等の特徴的な部分について紹介させていただきました。

報告1－9を御覧ください。以上を踏まえまして、資料3として、県教育委員会のコメントを記載してあります。一部を読み上げたいと思います。学力調査に関しまして、国語については、小・中学校ともに全国平均正答率を上回り、特に中学校において顕著でありました。算数・数学については、中学校では改善の傾向がみられるものの、小・中学校ともに課題が残る結果となりました。学力向上に向けた取組みを更に充実させていく必要があると考えております。国語、算数、数学の各教科に関しましては、資料を御覧ください。

なお、県教育委員会で、調査問題及びその結果から授業改善のポイントを各学校の先生方に向けてお示ししております。この資料は報告1－10から報告1－13になりますので、これについては後で御覧ください。

報告1－9の学習状況調査についてですけれども、新学習指導要領の実施に向けまして、主体的、対話的で深い学びを推進してきたところにより、各学校では話し合う活動の充実が図られ、児童生徒が自らの学びの過程を実感しながら学習している様子が伺えます。

その下の「児童生徒質問紙より」と「学校質問紙より」については、資料で御確認いただければと思います。

県教育委員会としましては、本調査結果の詳細な分析をこれからも行いまして、児童生徒のつまずきを踏まえた取組みとともに、「習得・活用・探究」のバランスのよい授業の実践を通して、授業改善等が更に進むように、各市町村教育委員会とともに取り組んでまいりたいと考えております。

また、その際、ICT機器の活用が一つのポイントになってくると思いますので、検討している「ICT教育推進拠点校」を中心としながら、各学校の実践を詳細に確認し、好事例については、県全体に広めながら、県全体の学力向上に資するものとしてまいりたいと考えております。説明は以上になります。

<菅間教育長>

会議の途中ですが、ただ今1名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

<菅間教育長>

ただ今の報告について、御質問等ございますでしょうか。

<小 関 委 員>

コロナの影響で令和2年が抜けているわけですね。オンライン授業やテレワークもそうですが、都心等は私立学校が多く、どうしても都心の方が勉強できる環境の中で、山形県は不利なのではないかと言われておりました。このため、今回の学力テストで、学力の差が出てくるのではないかとされておりましたが、結果的にあまり影響がありませんでした。そのところはいかがですか。

- <義務教育課長> 私もそのように捉えております。平均正答率的のところだけを見ると、その影響は大きく感じられなかったと考えております。
- <小 関 委 員> でも、数年見てみないと分からないですよ。
- <義務教育課長> そうだと思います。
- <菅間教育長> 他にございますか。
- <山 川 委 員> 特に、算数と数学についてですが、つまり児童・生徒が一定数います。学力テストの問題は厳選された問題で、将来的に子どもたちが成長していく上で、最低限必要とされる知識や理解を前提にしている問題で、良い問題が出題されているのだらうと思います。
- そこを今後の改善のポイントとして、記載されておられますが、これをしっかりと行っていくことが一番大事だと思います。このため、単純に点数を上げるためではなくて、必要なところを繰り返しやっていくことが必要です。
- 劇的に数字が変わることはもちろんないわけですが、このような取り組みは、どこの都道府県でも同じようなことを行っています。そのような中で、普通に行っていれば、普通にしかいかないと思います。問題集の改訂版を出すのは大変でしょうけれども、新しいものを入れる等しながら改善して欲しいと思います。勉強の方法としては、不得意なところは徹底して勉強するしかありません。
- 来年も同じような問題が出るわけじゃないでしょうけれども、必要なのはしっかりと段階を踏みながら勉強していくことが必要かなと思いますので、先生方にも頑張ってもらいたいと思います。
- <菅間教育長> 他にございますか。
- <涌 井 委 員> アンケートのところで、探究型学習の成果が見られたとありましたが、例えば、授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分で取り組むことができたことや話し合い活動の成果等が全国を上回っていたという説明がありましたが、非常に良いことだと思いました。
- 探究型学習の取り組みが始まってからある程度の期間が経過しており、そろそろ点数的な成果が必要なのかなと思います。重点的にやっていただきたいのが、授業や家庭学習におけるICTの活用部分です。従来の教育から一層飛躍して、一人一台端末になったわけですので、市町村教育委員会と協力していただき、ここを強く推し進めていただくことが、一層の数字の向上につながると思います。今年の小学6年生は残念ながら厳しい数字だったと思いますので、中学校3年生の時の巻き返しを期待しております。よろしくお願いたします。

<武田委員> 先生方に反映されることは必要だと思いますが、保護者の方にも必要とされる学力や地域行事に参加する意図等を丁寧に説明し、教育の方向性を知っていただく契機になれば良いと感じました。

<片桐委員> 報告1-7の(5)の「将来の夢や目標がある」の項目で、私は全国平均よりも高いことをうれしく感じたのですが、このことは勉強に対するモチベーションという点で大事だと思います。昨日のニュースでありましたが、山形県内の農家の方が農業の良さについて小学生に授業を行っておりました。このような授業は小学生にとって新しい発見にもなり、地域に関わることにとても良い状況を作ると感じましたので、このようなことも今回のアンケート調査を踏まえて、大事に考えていただきたいと思いました。

<菅間教育長> 他になれば、これより議事に入ります。

⑤議 事

<菅間教育長> 議第1号「山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和4年度使用教科用図書の採択について」、特別支援教育課長及び高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 議第1号「山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における令和4年度使用教科用図書の採択について」、説明をさせていただきます。提案理由につきましては、御覧のとおりでございます。

議1-2の資料(日程)を御覧ください。7月と8月の定例教育委員会で説明したものと同様でございますけれども、本日の提案は「8 教育委員会に令和4年度使用教科用図書の採択について付議」に該当するものでございます。

初めに、資料の確認ということで、議1-3に資料の内容と概要を整理してございます。

提案の内容につきましては、上段の(1)から(3)まででございます。来年度の令和4年度からは、高等学校新学習指導要領が年次進行で実施されることとなります。よって、令和4年度に入学する新1年生は新学習指導要領が適用され、来年度の2年生と3年生につきましては、現行の学習指導要領が適用となります。このため、本日は新学習指導要領に基づく採択と、現行の学習指導要領に基づく採択に分けて、例年よりも量が倍近くになっておりますけれども、そのような形で御提案をさせていただきます。なお、議1-38以降については、関連の資料としてお持ちしたものでございますので、後で御覧いただければと思います。

議1-4をお開きください。ここから、令和4年度使用高等学校教科用図書の採択案となります。この議1-4から議1-20までが、教科書目録の第1部、すなわち、新学習指導要領に基づいて編集された教科書の山形県立高等学校及び県立特別支援学校高等部における令和4年

度使用教科書の採択案でございます。

それから、議1-21から議1-37までが教科書目録の第2部、すなわち、現行の学習指導要領に基づいて編集された教科書の採択案でございます。こちらの資料には、教科・科目別に発行される教科書ごとの選定学校数、選定率、発行総数に対する選定数をまとめてございます。例えば、議1-4にお戻りいただいて恐縮でございますが、こちらを御覧ください。「国語」の「現代の国語」については、文部科学省検定済教科書が全部で17点ございます。そのうち本県では14点の教科書が選定されております。その14点の教科書について、県立高等学校及び特別支援学校高等部における選定数がそれぞれ記載されております。

選定率を御覧いただきますと、こちらの教科書につきましては、発行者が大修館、記号番号が707の「新編 現在の国語」が、県内では選定率が一番高いことが分かります。これ以降の教科・科目についても、このような観点で御覧いただければと思います。

なお、資料の中で、工業、農業、商業などの専門分野につきましては、選定率及び選定数については記載しておりませんが、こちらについては教科書の発行者が非常に少なく、加えてその教科書を選定している学校も限られているために、従来より数値は記載してございません。

なお、県立高等学校については、普通科、専門学科、総合学科の各学科、それから全日制、定期制、通信制の各課程がございまして、その学習内容や生徒の実態は極めて多様でございます。各学校が実態に即した適切な教科書を選定するために、各学校に教科書選定委員会を設置しまして、十分な調査研究を行い、公正でかつ適正な選定を行うよう担当課で指導したところでございます。

選定理由などの提出資料についても点検をし、その結果、各校とも適切に選定していると判断しましたので、提案内容にある教科用図書の採択につきまして、御審議いただければと考えております。

続いて、資料の議1-38を御覧ください。資料1-①でございます。こちらは、ただ今、御説明しました教科書の選定状況をまとめた資料となります。

文部科学省検定済著作教科書については、第1部と第2部を合わせた1,042点の教科書のうち、山形県内では715点が選定されており、選定の割合は68.6%となります。こちらの数字でございますけれども、例年7割近い率で推移しておりますので、全体的な傾向となりますけれども、特定の教科書に偏ることがなく、各学校が実態に即した適切な教科書を幅広く検討して、選定していると捉えております。

続いて、議1-39及び議1-40を御覧ください。資料1-②につきましては、第1部、すなわち、令和4年度より年次進行で実施される新学習指導要領に基づく教科書の、科目ごとに発行されている種類数とその中から本県の学校が選定していた種類数を一覧にしたものでございます。

また、議1-41と議1-40の資料1-③については第2部、すなわち、現行の学習指導要領に基づく教科書の同様のまとめとなっております。

ます。

続いて、議1-43 から議1-45、資料2-①から③でございますけれども、こちらについては、三つの学校から実際に提出された選定理由書の教科書選定の観点を御参考までに掲載したものでございます。議1-43 が普通科、議1-44 が専門学科、議1-45 が総合学科のものでございます。御参考までにお持ちしたものでございます。

また、議1-46 と議1-47、こちらの資料3につきましては、県立学校における各科目の選定率が比較的高い教科書の選定理由の例を記載してございます。教科書の内容構成が当該学校の生徒にとって分かりやすく、生徒の興味関心を喚起し、かつ、生徒の学力向上に資する内容であることを選定の理由に挙げる場合が多くなってございます。

私からは以上でございますが、この後の資料につきましては、特別支援教育課長より御説明させていただきます。

<特別支援教育課長>

特別支援教育課から県立特別支援学校高等部の教科書採択案について説明をさせていただきます。初めに、本日の資料の議1-51 をお開きください。

特別支援学校高等部の教科書の選定、それから採択に係る手続きにつきましては、高等学校と同様でございます。

議1-51 の資料4 の各学校から選定された教科書の選定結果の概要、それから代表的な図書について御紹介の資料として作成いたしました。

「1 各校の教科用図書選定結果の特徴」としまして、表の上の段にあります「視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者、病弱者である生徒を対象とする特別支援学校」につきましては、単一障がいの生徒の学習においては、高等学校と同様の文部科学省検定済教科書の選定が中心となっております。また、当該障がいに加えて他の障がい、主に知的障がいを併せ有する生徒の場合は、一般図書の選定が中心となっております。一般図書については後で御説明させていただきます。また、表の下の段の知的障がい者の生徒を対象とする特別支援学校におきましては、一般図書の選定が中心となっております。

2を御覧ください。一般図書について、代表的な選定が多かったものについて、いくつか例を挙げさせていただいております。例えば、図書名、発行者、主な選定理由として表を作っておりますが、「ひとりだちするための進路学習」という図書は、主に知的障がいの特別支援学校の「職業科」で選定されております。

選定理由として、ノート形式で生徒が書き込みながら学習ができる、イラストがあり、分かりやすい、また、具体的な場面、例えば面接の場面や、社会生活で必要な人に尋ねたり、答えたりするといったような場面が想定されているので、生徒が学習したことをその後の社会生活等で活かしやすいとの理由が挙げられております。

同じように、その下の「くらしに役立つ 国語」や、「くらしに役立つ 数学」も、それぞれ国語科、数学科で使用されていますが、実際に想定される社会生活と結びついた具体的な学習が学べるために、多く選

定されております。

このような選定理由書を各学校から提出していただき、事務局で審査をした結果が、議1-48からあります「県立特別支援学校高等部における令和4年度使用教科用図書採択案」でございます。

「1 文部科学省検定済教科書」の(1)は、高等学校と同じ教科書の採択案となっております。また、(2)は同じ検定済教科書を視覚障がい者用に点字訳した教科書の採択案となっております。

「2 文部科学省著作教科書」については、知的障がい者用の教科書が載っております。小学部用、中学部用として掲載しておりますが、同じ高等部の生徒もその障がいの程度・状態によっては、中学部用の教科書又は小学部用の教科書を使用することが望ましいという場合に選定されております。

そして、議1-49になります「3 一般図書」は先ほど説明させていただきました一般図書の一覧になっております。表の一番下に選定した学校名を記載しております。

最後が、議1-50になります。こちらが(2)として同じ一般図書ですけれども、高等学校用の拡大教科書と一般図書の採択案としております。それから、②と③につきましては、知的障がいの高等部で選んでいる一般図書として挙げているものです。

以上、これらは各学校の選定理由、それから教育課程との照合などを経て、採択案としました。

以上で高等学校と特別支援学校高等部の採択案の御説明をさせていただきました。採択につきまして、よろしく御審議ください。

<菅間教育長> ただ今の説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第2号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、教育政策課長から説明してください。

<教育政策課長> 資料の2-1を御覧ください。議第2号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、説明申し上げます。提案理由等は資料に記載のとおりでございます。

資料の議2-2及び3を御覧いただきたいと思います。

報告書案の内容につきましては、8月の定例教育委員会の終了後報告ということで説明申し上げたところがございますけれども、「1 点検・評価報告書<案>の修正について」ということで、修正の内容を記載しております。このような修正をしております、次のページから横

版で 43 ページの報告書がございます。これが最終的な修正案でございます。後ほど、御覧いただければと存じます。

資料の議 2-2 にお戻りください。修正の一つ目ですけれども、「事業実施状況」の欄に可能な限り、各事業の実施回数や参加人数等の実績を具体的に記載いたしますとともに、「事業実績状況」の欄と一番右の欄の「今後の対応・改善点等」の欄が対応するように記載をさせていただきました。

それから、二つ目は冒頭で義務教育課長から報告がありましたとおり、全国学力学習状況調査の結果を基にいたしまして、「調査中」としておりました 12 の目標の達成状況と評価、「今後の対応・改善点等」を記載いたしております。

このうち、目標の「②将来に夢や目標を持っている児童生徒の割合」、「⑧毎日朝食をとっている児童生徒の割合」、「⑫難しいことでも失敗をおそれないで挑戦する児童生徒の割合」、「⑳地域の行事に参加している児童生徒の割合」の 4 項目が未達成になりましたが、これは主に学校行事や職場体験、部活動に係る大会等の活動、地域行事等の体験活動の機会が縮小されたことと、生活リズムの変調など、いずれもコロナ禍の影響によるものと考えております。

今後は児童生徒の心情に配慮しながら、感染予防対策を徹底し、ICT活用等により、できるだけ体験活動の機会を設定するなど、対応してまいりたいと考えております。

この結果、最終的な全体の状況としましては、達成が 13、概ね達成が 7、未達成が 13、調査不能が 9、調査中は 0 となりまして、全体 42 項目ございますので、達成と概ね達成を合わせますと、前回説明申し上げたときよりは若干減りまして、50%を少し切っている状況でございます。

ただし、調査不能の 9 を除けば、6割というような状況になっておりまして、総括しますと、極めて厳しい状況の中でも、可能な限り推進できていると考えております。

小関委員から、21 の「県民に元気と感動を与えるスポーツの推進」に関しまして、県出身のコーチやトレーナー等の指導者の活躍について記載してはどうかという御意見をいただいております。このことについては、県内指導者の励みになっていて、東京オリンピックのレガシーとして今後に活かしていくとの旨を加筆させていただいております。

この報告書案につきましては、9月6日に開催いたしました「山形県教育懇話会」で、各委員より御意見をいただいたところでございます。

その主なものを「2 教育懇話会における主な意見」として取りまとめしております。

「(1) 主要政策 2 「思いやりの心と規範意識の育成」関係」では、「いじめが最悪の結果に繋がらないよう早期対応が重要」、「アンケートの実施にあたっては、いじめられている子が事実を書きやすくする配慮が必要」、さらに「いじめの子へのカウンセリングも必要ではないか」との意見がありました。

それから、「(3) 主要施策8「グローバル化等に対応する実践的な力の育成」関係」では、「ICT教育の充実が英語教育の充実にも繋がる」、「英語教育とICT教育、アクティブラーニングを一体化した山形スタイルの教育を確立して欲しい」との意見がありました。

「(4) 主要施策9「ICTを活用した情報活用能力の育成」関係」については、「整備されたハードの使い方、効果的・効率的な活用方法等について、学校任せではなく、人的なサポートを行って欲しい」との意見がありました。

それから、(6)にまいりまして、「主要施策20「県民に喜びと心の安らぎを与える文化の推進」関係」では、「コロナ禍により学旅行等を県内に変更する例は多くなっている。自分の住む地域をするよい機会として大事にしてほしい」というものがありました。

「(7) 主要施策18「青少年の地域力の育成・地域活動の促進」では、「探究型学習により高校生が情報収集や課題設定のため、図書館などの社会教育施設を利用することが増えている。一つの社会教育施設では対応しきれないことがあり、地域内の社会教育施設同士の連携も推進されるというのではないか」というものがありました。

御意見の多くは、現行の施策の必要性を改めて御指摘いただいたもののほか、コロナ禍により実施できなかった事業、未達成の施策についての改善すべき点などへの御助言、さらにはこの状況において、事業を進めていくことへのエールもいただいたところでございます。

御意見によって、報告書の記載の修正が必要な箇所はないと考えておりますが、各担当課においてしっかりと御意見を受け止めまして、今後の施策の実施、展開へ活かしてまいります。

以上の修正等をいたしまして、最終的な報告書案として提案させていただきますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

<菅間教育長> ただ今の説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次の議第3号は人事に関する案件であり、また、議第4号は議会提案前の案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

⑤閉 会

<菅間教育長>

《 議第 3 号及び議第 4 号は秘密会にて審議 》

これで、第1102回教育委員会を閉会いたします。